

議第125号

京都市保健所条例の一部を改正する条例の制定について

京都市保健所条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成21年 9 月15日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市保健所条例の一部を改正する条例

京都市保健所条例の一部を次のように改正する。

別表伏見保健所の項中「京都市伏見区鷹匠町33番地」を「京都市伏見区鷹匠町39番地の2」に改める。

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。

提案理由

伏見保健所の位置を変更する必要があるので提案する。